

令和7年4月から農地の権利移動手続きが変わります

法律の改正により、令和7年4月以降に効力が発生する農地の貸借や売買等を行う場合は、農地中間管理機構を通すか、農地法に基づく許可を得るかの2種類になります。

現在、①基盤強化法※による利用権設定、②農地法第3条、③農地中間管理事業のいずれかで農地の権利移動が可能ですが、令和7年4月以降は①による手続きができなくなります。

現在の農地の権利移動	令和7年4月1日以降
① 基盤強化法による利用権設定	廃 止
② 農地法第3条	継 続
③ 農地中間管理事業	継 続

※ 基盤強化法：農業経営基盤強化促進法

農地中間管理機構を通す手続きについて

- 賃借料の支払いは「口座振替」のみとなります。
- 賃貸借契約の場合には、所有者・耕作者ともに「手数料」が発生します。
- 売買・交換の具体的な手続きについては、未確定のため随時お知らせします。

農地中間管理機構を利用しない契約を行いたい方

- 現在の基盤強化法による売買・交換・賃貸借の契約を行いたい方
⇒ 令和7年1月20日までに農業委員会に申し出が必要です。
- 現在の基盤強化法による賃貸借の契約期間の延長を行いたい方
⇒ 契約期間が残っていても令和7年1月20日までに農業委員会に申し出が必要です。

※具体的な手続きについては未確定な点が多いため、変更になる場合があります。今後も農業委員会だより等でお知らせします。

気になる疑問にお答えします



Q:農地中間管理機構を通した契約とは？

A:農地中間管理機構が所有者から農地を借り受け、耕作者へ農地を貸し付けます。所有者、耕作者は機構とそれぞれ契約する形となります。



Q:賃借料の取り扱いはどうなるの？

A:農地中間管理機構は耕作者から10月末頃に徴収し、所有者には11月以降に振り込まれます。なお、お米など現物での取扱いはありません。



Q:農地中間管理機構を通した場合手数料がかかりますか？

A:所有者・耕作者の双方から毎年賃借料の0.5%の手数料+消費税が徴収されます。



Q:農地中間管理機構を通した契約は途中で解約できるの？

A:やむを得ない理由があり、所有者と耕作者の双方が同意している場合は可能となります。



Q:現在、基盤強化法で結んでいる相対の契約はどうなるの？

A:期間満了まで契約は有効です。



【問い合わせ先】

☎43-3911

五泉市農業委員会事務局 内線 280、281

五泉市農業委員会村松事務所 内線 650